

投資信託 NISA口座の「みなし廃止」を行いました

平素より、埼玉りそな銀行をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2022年1月1日、当社では2021年度税制改正に基づき、下記要件に該当するお客さまのNISA口座を廃止(みなし廃止)いたしました。

このお知らせをもって、「非課税口座廃止通知書」の郵送に代えさせていただきます。何卒ご了承くださいませよう、お願い致します。

なお、これらの口座における投資信託(特定口座・一般口座)のお取引は、従来どおり行うことができます。引続き、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【みなし廃止対象のNISA口座】

・2021年12月31日時点で、①～③すべてに該当する当社のNISA口座

- ①2017年以前にNISA口座を開設している
- ②2017年の非課税枠が設定されている
- ③2018年以降の非課税枠が設定されていない

なお、当社にてNISA口座の利用をご希望の場合は、改めてNISA口座開設のお申込手続きをお願いいたします。

2018年以降、他社においてNISA口座の利用をされていないお客さまは、当社[ホームページ](#)からの資料請求によりお申込みいただけます。

▶ 資料請求は[こちら](#)から

2018年以降、他社においてNISA口座を利用されたお客さまは、最寄りの営業店で手続きをお願いいたします。